

令和 7 年度

第 1 回松江市国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和 7 年 5 月 22 日 (木)
14 時から

場 所 ホテル白鳥 2 階「朱鷺の間」

次 第

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議公開の確認
- 5 成立宣言
- 6 会議録署名委員の指名
- 7 報 告
 - (1) 令和6年度松江市国民健康保険料の収納状況について … 1
 - (2) 令和7年度の国民健康保険制度の改正等について … 2～3
 - (3) 令和7年度の保健事業について … 4～7
- 8 議 題
 - (1) 令和7年度松江市国民健康保険料の料率について … 8～15
- 9 その他事務局連絡事項
- 10 閉 会

松江市国民健康保険運営協議会

運営協議会の構成

- (1) 被保険者を代表する委員 6名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6名
- (3) 公益を代表する委員 6名
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3名

(任期 令和4年6月1日～令和7年5月31日)

区 分	氏 名	職 業 (団体等)
被 保 険 者 代 表	佐々木 勉	
	諏訪 智子	
	犬山 美恵子	
	渡部 糸恵	
	作野 真理子	
	青山 賀代子	
保 険 医 又は 保険薬剤師代表	佐 貫 裕	松江市医師会
	野田 佐知子	松江市医師会
	須山 浩美	松江市医師会
	吉川 浩郎	松江市歯科医師会
	中畑 明代	松江市歯科医師会
	秦 浩 司	松江市薬剤師会
公 益 代 表	宮本 恭子	島根大学法文学部教授
	仙田 明美	松江商工会議所女性会広報委員会委員長
	越野 浩昭	島根県農業協同組合
	佐田尾 久幸	まつえ北商工会事務局長
	篠原 栄	松江市町内会・自治会連合会監事
	小沢 佳子	松江市連合婦人会副会長
被用者保険等保険者代表	中田 佳邦	全国健康保険協会島根支部
	乙 社 修 司	健康保険組合連合会島根連合会
	川合 葉子	地方職員共済組合島根県支部事務長

(1) 令和6年度 松江市国民健康保険料の収納状況について

① 令和7年3月末の収納状況

区分	調定額	収納額	収納率	(前年同期)	比較増減
現年分	3,122,690,860 円	2,765,325,624 円	88.56%	(88.30%)	0.26 ㊦
滞納繰越分	408,262,344 円	138,259,609 円	33.87%	(28.89%)	4.98 ㊦

② 収納率の推移

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
現年分 (3 月末)	(88.01%)	(88.17%)	(88.12%)	(88.30%)	(88.56%)
現年分 (5 月末)	95.59%	95.52%	95.66%	96.09%	—
滞納繰越分	31.53%	26.98%	28.08%	28.89%	33.87%

③ 差押件数等の推移

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
件数	222 件	152 件	283 件	477 件	493 件
充当額	7,511,590 円	7,276,798 円	11,502,368 円	22,229,208 円	26,252,815 円

(2) 令和7年度の国民健康保険制度の改正等について

①松江市国民健康保険条例の一部改正について

ア 改正要旨

国民健康保険法施行令の改正による保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しに伴い、松江市国民健康保険においても同様の改正を行うもの。

イ 改正内容

(ア) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

医療給付費の増加等に伴い保険料を引き上げる上で、高所得層と中低所得層における保険料負担の公平性を確保することを目的として、国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額（年額）を引き上げるもの。

	改正前	改正後	増減
基礎賦課限度額	<u>65 万円</u>	<u>66 万円</u>	+1 万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	<u>24 万円</u>	<u>26 万円</u>	+2 万円
介護納付金賦課限度額 (40 歳以上 65 歳未満)	17 万円	17 万円	増減なし
合計 (介護納付金賦課非該当の場合)	<u>106 万円</u> (89 万円)	<u>109 万円</u> (92 万円)	+3 万円 (+3 万円)

(イ) 低所得者に係る国民健康保険料軽減措置の拡充

保険料を軽減する際の軽減判定所得は、消費者物価などの経済動向を踏まえ国が見直しを行うこととしており、この度、以下のとおり軽減判定所得を見直すことにより、保険料の軽減対象世帯を拡大するもの。

- ・ 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げるもの。(29 万 5,000 円 → 30 万 5,000 円)
- ・ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を引き上げるもの。(54 万 5,000 円 → 56 万円)

ウ 施行期日

令和7年4月1日

エ 経過措置

この条例による改正後の松江市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、適用外とする。

②マイナ保険証関連

ア 資格確認書等の一斉交付について

既に発行済みの紙の保険証および資格確認書の有効期限が本年7月末をもって満了となることに伴い、本年7月下旬を目途に以下の書面を交付する。

対象者	交付する書面
マイナ保険証を保有していない方	資格確認書
マイナ保険証を保有している方	資格情報のお知らせ

イ 本市の国民健康保険におけるマイナ保険証の登録・利用状況（令和7年1月末時点）

対象月	加入者数	マイナ保険証登録数	マイナ保険証登録率	マイナ保険証利用率	全国平均利用率	利用率（全国比）
	A	B	C=B/A	D（※1）	E（※2）	－
R7.1月	29,357	21,094	71.85%	43.95%	33.81%	+10.14
R6.12月	29,467	21,115	71.66%	45.92%	33.60%	+12.32
R6.11月	29,582	20,986	70.94%	33.91%	23.21%	+10.70
R6.10月	29,845	21,065	70.58%	31.22%	19.55%	+11.67
R6.9月	29,999	21,077	70.26%	27.20%	16.47%	+10.73
R6.8月	30,133	21,030	69.79%	25.88%	14.85%	+11.03

【出展：国民健康保険中央会「国民健康保険におけるマイナ保険証の利用状況」より】

※1：対象月の月末時点における、「医科・歯科・薬局」の外来レセプト枚数（件数）のうち、マイナ保険証によるオンライン資格確認利用者数の割合。

※2：被用者保険や後期高齢者医療保険も含めた全ての保険に係る全国平均。

※3：R7年2月分、3月分のデータについては、国民健康保険中央会での集計作業が遅れており、本日時点で本市へのデータ提供は無い。

1. 背景

高齢化が進む島根県※1において、骨折に係る医療費は右肩上がりで増加し続けており、全国においても骨折は要介護・要支援状態となる原因疾患でも上位※2です。高齢者の生活の質の維持の面からも骨折及び骨粗鬆症の発症予防が重要となっています。

※1：高齢化率全国7位（総務省統計局令和4年10月1日現在推計人口より）

※2：「骨折」は要介護要支援の原因疾患第4位（内閣府令和4年度版高齢者白書より）

【国の方針】

国保被保険者への保健事業に係る補助金制度である国保ヘルスアップ支援事業において、令和6年度より「二次性骨折予防」に関する取組についても補助対象となりました※3。

※3：②二次性骨折予防に関する取組

レセプト情報の分析等により、大腿骨近位部骨折、脊椎椎体骨折、上腕骨近位部骨折、橈骨遠位端骨折などの既往歴がある者等の二次性骨折のハイリスク者を抽出し、未治療者に対して骨粗鬆症の治療を促すとともに、転倒予防や運動、栄養等についての保健指導を実施して、骨粗鬆症についての治療の開始や受診継続をしていることを確認する事業

（厚労省「令和6年度国民健康保険被保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）交付要領について」より一部抜粋）

2. 事業概要

◆事業目的

今後さらなる増加が見込まれる高齢者の骨折について、本県の実態等を確認し、国保世代から骨折ハイリスク者に骨粗鬆症の治療開始及び継続を促すことで、早期の骨折予防を図る。

◆事業計画

令和6年度：データ分析による本県の実態、課題把握。モデル市町村の決定。

令和7～8年度：県事業※4として、モデル市町村での取組を実施。費用対効果の分析や、市町村が取り組みやすい方法について検討。

令和9年度以降：県事業での実績を基に、市町村単独での取組実施、横展開を目指す。

※4：業者委託により実施

◆事業内容

1. 骨折既往歴者への再骨折予防

レセプトから大腿骨近位部骨折、脊椎椎体骨折等の既往歴がある被保険者（二次性骨折ハイリスク者）でかつ骨粗鬆症未治療者を抽出し、通知、電話等による受診勧奨及び保健指導

2. 骨粗鬆症治療中断者への受診勧奨

レセプトから骨粗鬆症の治療を中断している被保険者を抽出し、通知、電話等による受診勧奨及び保健指導

3. 上記以外のリスクも考慮した対象者の選定

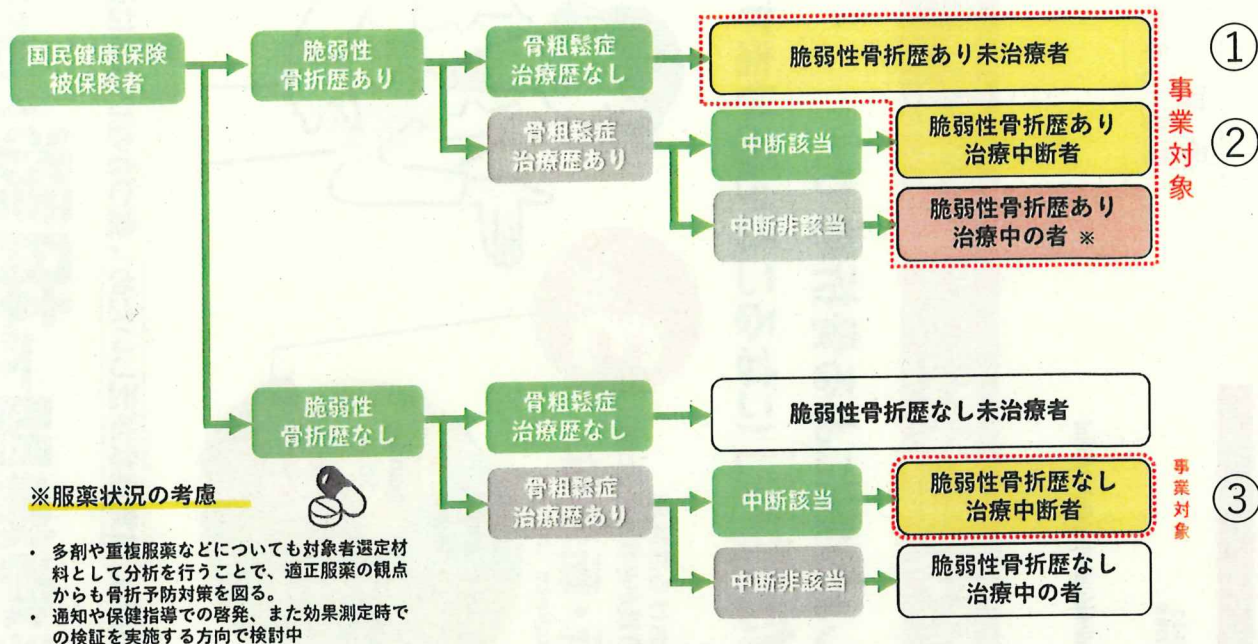
例：ポリファーマシー該当者、50歳以上の女性（骨折ハイリスク層）、糖尿病・CKD患者等

◆事業フロー



3. 事業対象者フロー

対象者の抽出フローは下記の通り



事業対象者数

①脆弱性骨折歴あり未治療者	198人
②脆弱性骨折歴あり治療中断者	46人
③脆弱性骨折歴なし骨粗鬆症治療中断者	181人

4. 事業スケジュール

※赤字部分はモデル市町村対応

※仕様未確定の為、あくまで仮スケジュール

No	業務内容	令和7年										令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	契約締結・打合せ	↔ 契約締結	月1回以上の打合せの随時実施（現地・WEB会議）											
2	データ授受	※ご提供★	※分析・対象者抽出用データ （保険者様ご対応）				↔ 効果検証用レポート期間				※ご提供★ ※効果検証用データ （保険者様ご対応）			
3	対象者抽出		↔ 分析・対象者抽出											
4	通知対象者・送付物の確定			↔ 対象者選定 （保険者様ご対応）		↔ ★確定								
5	デザイン調整	↔ デザイン調整（保険者様と協議）												
6	通知書発送（下旬に発送）					通知 								
7	コールセンター設置（通知後約1か月を想定）							↔ 						
8	電話保健指導				専門職による電話指導		↔ 		※保険者様での訪問・ 電話指導等（任意）					
9	効果検証										↔ 効果検証作業 ご報告★			

骨粗しょう症 重症化予防のご案内

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

骨密度の低い状態
骨密度の高い状態

骨粗しょう症による骨折等で

あなたの骨は大丈夫？

「寝たきり」になることもあります

日本における高齢者
支援や介護が必要となった原因
骨折・転倒は



まずはお体の状態を把握するために、骨粗しょう症は症状がなくなっていくうちに進行することがほとんどです。

増える、
整形外科等に
かかりつけ医または近くの整形外科等に



持ち物 本通知、お薬手帳

事業に関する
お問合せ先

TEL 999-9999-9999【受付時間】9時～9時

お身体の状態を同うため、保健師等が999-9999-9999の

骨粗しょう症は、自覚症状が乏しいため、気づかないうちに進行します。

世宗

医療機関で相談しよう

骨粗しょう症については裏面へ

骨粗しょう症の治療や予防については中面へ

※医師の指示で経過観察になっている場合や、他の理由で治療継続していない方、分析期間の関係で、すでに受診されている方にも案内が届く場合があります。ご容赦ください。

骨粗しょう症の治療について

骨粗しょう症の治療は継続することが大切です

治療の効果はゆっくりとあらわれ、効果を継続する事で骨密度は増加して骨が強くなり、骨折の危険性は低下します。食事や運動療法で骨を丈夫にし、薬で骨密度を維持・増強して骨折を予防します。

① 食事療法

骨の原料となる栄養素である**カルシウム**や**ビタミンD**、**ビタミンK**などを積極的にとりましょう。

カルシウム

乳製品、大豆製品、骨ごと食べられる小魚、海藻類、緑黄色野菜など、毎日の食事に、あと200mgのカルシウムを加えましょう。骨粗しょう症の治療中の方は、食事で1日700～800mgのカルシウム摂取が推奨されています。

運動療法の目的：1日200mg カルシウムは吸収できるカルシウム

	牛乳	1杯 200g(220mg)
	ヨーグルト	100g(120mg)
	小豆莢	4.9oz(139g)中5g(162mg)
	いやしん丸干し	1束 30g(132mg)
	木綿豆腐	半丁 150g(160mg)
	納豆	1パック 50g(45mg)

ビタミンD

ビタミンDはカルシウムの吸収をよくするために、骨を作るうえで欠かせない成分です。食事からだけでは不足、屋外の日光浴により皮膚でも作られます。

一日の摂取目標：1日15μg(マイクログラム) カルシウムは吸収できるビタミンD

	走り	10分/70g(6.4μg)
	サケ	10分/80g(25.9μg)
	いわし(サバ)	1.0分/20g(1.5μg)
	きくらげ(乾燥品)	2分/2g(0.7μg)
	大豆(100g)	2分/6g(1μg)

ビタミンK

ビタミンKはカルシウムを骨にとりこみ、骨を強くします。

一日の摂取目標：1日150μg(マイクログラム) カルシウムは吸収できるビタミンK

	ほうれん草	4分の1束(40g)(12μg)
	小松菜	4分の1束(95g)(200μg)
	キャベツ	1株(50g)(3μg)
	干しわかめ	5g(13μg)
	納豆	1パック(50g)(300μg)

② 運動療法

骨密度の減弱を防ぐ筋力やバランス感覚を養い、**転びにくい体**をつくりましょう。

骨を強くするためには、日頃から軽い運動や、こまめに家事をするなどの活動的な習慣を取り入れることが大切です。

運動の目安

- 散歩は1日2km、30分程度
- 水泳は週2回、自分でできるスタイルでゆっくり30分程度

③ 薬物療法

かかりつけの先生の指示に従って、**治療を継続**しましょう。
また、**歯科医院に通院中の方は、通院先の先生にも相談**しましょう。
歯科への通院も大切です。



老化によって減ってしまっている骨を若いころのように戻す事はありませんが、最近では早期治療により、骨粗しょう症による骨折がかなり防げるようになりました。現在、主に使われている薬は、三つに分けることができます。

吸収と形成を調節する

- 活性型ビタミンD3製剤：腸からのカルシウムの吸収と骨の形成を助ける
- カルシウム製剤：食事からカルシウムが十分取れない場合、長期に服用すれば骨量減少の防止になる

骨の吸収(骨が溶ける)を抑える薬

- 女性ホルモン製剤：女性ホルモンの分泌が減る閉経期の女性が対象で、更年期症状を改善し骨量の減少を抑える
- カルシトニン製剤：骨量の減少を抑え、背中や腰の痛みをやわらげる
- ビスフォスフォネート製剤：骨量を明らかに増加させ、骨折を予防する
- イブリドン製剤：骨量の減少を抑える ●ラロキニフェン製剤：骨量を増加させ、骨折を予防する

骨の形成(骨を作る)を助ける薬

- ビタミンK2：骨量の減少を抑え、骨の形成を助ける

追加予定：重複服薬とがらつき、転倒による骨折との関連性について

タバコや飲酒について

喫煙と過度の飲酒は、骨粗しょう症の危険因子であり、太ももの付け根付近(大腿骨頸部近位部)の骨折リスクを上昇させることが指摘されています。

タバコについて

- 特に喫煙女性では、閉経後の骨密度の低下が著しいことが指摘されています。
- 喫煙者は、非喫煙者に比べ骨折のリスクが高くなります。

適度な飲酒について

- 過度の飲酒(一日3単位以上の飲酒)は、骨折のリスクを増大させます。

1日3単位以上の飲酒の目安

ビール	焼酎	ワイン
350ml缶 2本	1杯 (25ml 120ml)	2杯 (120ml)

骨粗しょう症の予防と診断ガイドライン(2015)及び骨粗しょう症診療ガイドライン第2版より

通知内容はサンプルです。掲載内容やデザイン(色味等)は、今後、事業内容及び関係者との協議内容に合わせて修正予定となっておりますご了承ください。

(1) 令和7年度松江市国民健康保険料の料率について

①令和7年度国民健康保険料率

ア 保険料率

	賦課割合	年度	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳~64歳)
所得割 (率)	50%	R7	7.84%	2.81%	2.76%
		R6	6.81%	3.13%	2.76%
		前年度比	1.03%	▲0.32%	0%
均等割 (円)	35%	R7	31,540円	11,540円	12,660円
		R6	26,100円	11,820円	12,660円
		前年度比	5,440円	▲280円	0円
平等割 (円)	15%	R7	19,760円	7,300円	6,240円
		R6	16,620円	7,860円	6,240円
		前年度比	3,140円	▲560円	0円
賦課限度額		R7	660,000円	260,000円	170,000円
		R6	650,000円	240,000円	170,000円
		前年度比	10,000円	20,000円	0円

イ 保険料率の算定方法

県が示した国保事業費納付金(約46.5億円)及び松江市の保健事業の経費等を加えて算出した一人あたりの保険料額(107,670円)をもとに保険料率を算定。

(ア) 令和7年度事業費納付金 約46.5億円

医療分 33.1億円・後期高齢者支援金分 10.2億円・介護納付金分 3.2億円

(イ) 令和7年度一人あたり保険料調定額

医療分	後期高齢者支援金分	介護分
80,140円 (65,565円)	27,530円 (29,465円)	31,376円 (31,376円)
107,670円 (95,030円)		

※()内は、令和6年度の金額

②保険料計算式

保険料 = 医療分保険料 + 後期高齢者支援金分保険料 + 介護分保険料

(令和7年度)

● 医療分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和6年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{7.84\%}$

均等割 = 加入者数 × $\boxed{31,540 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{19,760 \text{ 円}}$ (特定世帯は 9,880 円、特定継続世帯は 14,820 円)

《限度額 66 万円/年》

● 後期高齢者支援金分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和6年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{2.81\%}$

均等割 = 加入者数 × $\boxed{11,540 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{7,300 \text{ 円}}$ (特定世帯は 3,650 円、特定継続世帯は 5,475 円)

《限度額 26 万円/年》

● 介護分保険料 (40 歳以上 65 歳未満の加入者がいる世帯)

所得割 = (令和6年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{2.76\%}$

均等割 = 40 歳以上 65 歳未満の加入者数 × $\boxed{12,660 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{6,240 \text{ 円}}$

《限度額 17 万円/年》

(令和6年度)

● 医療分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和5年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{6.81\%}$

均等割 = 加入者数 × $\boxed{26,100 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{16,620 \text{ 円}}$ (特定世帯は 8,310 円、特定継続世帯は 12,465 円)

《限度額 65 万円/年》

● 後期高齢者支援金分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和5年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{3.13\%}$

均等割 = 加入者数 × $\boxed{11,820 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{7,860 \text{ 円}}$ (特定世帯は 3,930 円、特定継続世帯は 5,895 円)

《限度額 24 万円/年》

● 介護分保険料 (40 歳以上 65 歳未満の加入者がいる世帯)

所得割 = (令和5年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × $\boxed{2.76\%}$

均等割 = 40 歳以上 65 歳未満の加入者数 × $\boxed{12,660 \text{ 円}}$

平等割 = 1 世帯あたり $\boxed{6,240 \text{ 円}}$

《限度額 17 万円/年》

(注1) 特定世帯……同じ世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことに
より、単身となる世帯 (平等割半額軽減世帯)

(注2) 特定継続世帯……特定世帯が終了する年度の翌年度から 3 年間該当
(平等割 1/4 軽減世帯)

③保険料の軽減判定所得

被保険者と世帯主（国保未加入者含む）の前年中の総所得金額を下記の区分に当てはめて軽減を判定する。

ただし、65歳以上の方で年金所得がある場合、その所得から15万円を控除します。

また、「一定の給与所得者等」（※）が2人以上いる世帯は10万円×（給与所得者等の数－1）を軽減判定所得に加える。

※「一定の給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

令和7年度

世帯主を含む国保加入者の令和5年中所得の合算額	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割軽減
(国保加入者数)×30万5千円＋43万円 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	5割軽減
(国保加入者数)×56万円＋43万円 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	2割軽減

被保険者数	軽減判定所得（給与所得者等が1人以下の場合）		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	430,000	735,000	990,000
2	430,000	1,040,000	1,550,000
3	430,000	1,345,000	2,110,000
4	430,000	1,650,000	2,670,000
5	430,000	1,955,000	3,230,000
6	430,000	2,260,000	3,790,000

被保険者数	軽減判定所得（給与所得者等が2人の場合）		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	530,000	835,000	1,090,000
2	530,000	1,140,000	1,650,000
3	530,000	1,445,000	2,210,000
4	530,000	1,750,000	2,770,000
5	530,000	2,055,000	3,330,000
6	530,000	2,360,000	3,890,000

※未就学児に係る国民健康保険料の減額措置

子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から、未就学児がいる世帯に対して、未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。

7割・5割・2割軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

ア所得及び世帯構成区別の保険料比較 ※介護納付金賦課該当世帯（40歳～64歳の加入者がいる世帯）を除く

ア所得及び世帯構成区別の保険料比較 ※介護納付金賦課該当世帯（40歳～64歳の加入者がいる世帯）を除く

※給与所得者等の人数は一世帯あたり1人とする。

※給与所得者等の人数は一世帯あたり1人とする。

※⑧に記載の保険料額(太字・下線部分)は賦課限度額

イ モデル世帯の保険料比較

(年額)

世帯構成		令和6年度			令和7年度	
		医療＋後期高齢者支援金	医療＋後期高齢者支援金＋介護 (40歳～65歳未満)	医療＋後期高齢者支援金	医療＋後期高齢者支援金＋介護 (40歳～65歳未満)	
①	1人世帯 年金収入153万円 (所得43万円) 以下	18,710円		21,040円 (2,330円増)		
②	1人世帯 給与収入160万円 (所得105万円)	124,020円		136,160円 (12,140円増)		
③	夫婦2人世帯 夫 年金収入270万円 (所得160万円) 妻 年金収入78万円 (所得0円)	196,550円		215,180円 (18,630円増)		
④	1人世帯 給与収入98万円 (所得43万円) 以下	18,710円	24,380円	21,040円 (2,330円増)	26,710円 (2,330円増)	
⑤	1人世帯 事業所得122万円 (給与収入の場合186万円)	140,910円	181,610円	154,260円 (13,350円増)	194,960円 (13,350円増)	
⑥	2人世帯 給与収入98万円 (所得43万円) 以下	30,090円	39,550円	33,960円 (3,870円増)	43,420円 (3,870円増)	
⑦	4人世帯 (夫婦2人、子供2人) 給与収入400万円 (所得276万円)	407,750円	503,610円	447,520円 (39,770円増)	543,380円 (39,770円増)	

※緑色部分は7割軽減
※青色部分は2割軽減

【参考】

保険料限度額 (医療＋後期高齢者支援金)	890,000円	920,000円
限度額に到達する給与所得 (2人世帯の場合)	所得 8,964,215円 (収入 10,914,215円)	所得 8,601,531円 (収入 10,551,531円)

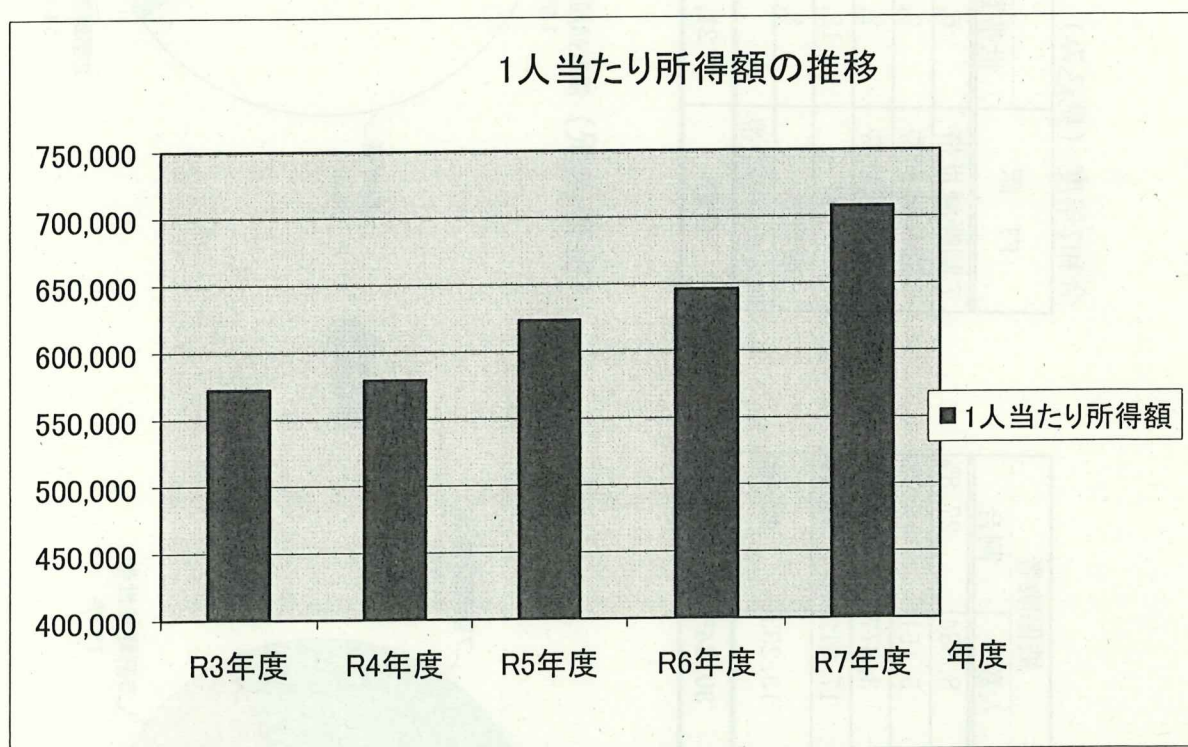
※上記の所得を超える世帯は、限度額以上の保険料はかかりません。

ウ 被保険者1人当たりの所得額（※）の推移

※各年度の4月1日時点（賦課期日）における前年の総所得金額（基礎控除後）

（単位：円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	差引き (R7-R6)
1人当たり所得額	572,195	579,388	623,548	646,257	708,131	61,874
対前年比	-1.76%	1.26%	7.62%	3.64%	9.57%	

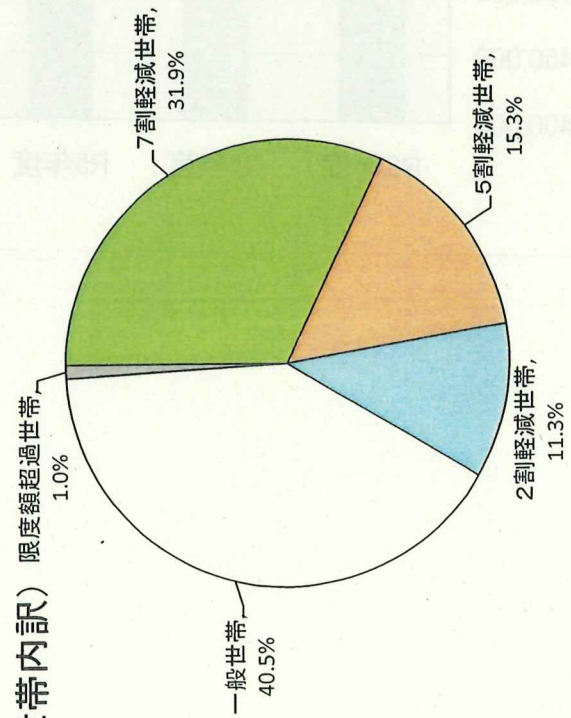


エ 医療分保険料の軽減等の内訳

令和6年度（本算定時）

内 訳	世 帯		被保険者	
	世帯数	割合	人数	割合
7割軽減世帯	7,178	31.9%	8,584	27.8%
5割軽減世帯	3,433	15.3%	5,151	16.7%
2割軽減世帯	2,537	11.3%	3,877	12.6%
小計	13,148	58.5%	17,612	57.1%
一般世帯	9,092	40.5%	13,233	42.9%
限度額超過世帯	230	1.0%		
合計	22,470	100.0%	30,845	100.0%

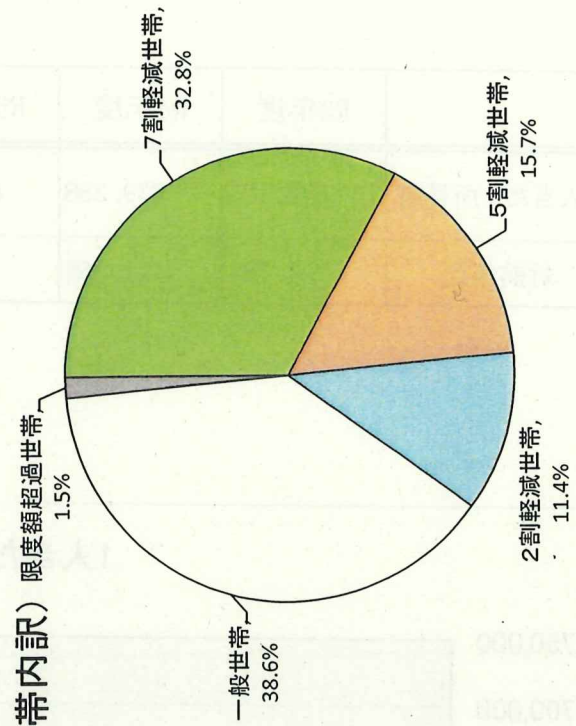
（世帯内訳）



令和7年度（見込み）

内 訳	世 帯		被保険者	
	世帯数	割合	人数	割合
7割軽減世帯	6,997	32.8%	8,470	28.4%
5割軽減世帯	3,347	15.7%	5,196	17.4%
2割軽減世帯	2,428	11.4%	3,857	12.9%
小計	12,772	59.9%	17,523	58.8%
一般世帯	8,240	38.6%	12,296	41.2%
限度額超過世帯	317	1.5%		
合計	21,329	100.0%	29,819	100.0%

（世帯内訳）



オ 近年の保険料率の推移

年度		R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療分	所得割 (%)	7.96	7.88	7.83	6.80	6.81	7.84
	(前年度比)	-0.03	-0.08	-0.05	-1.03	0.01	1.03
	均等割 (円)	27,800	27,600	27,180	23,400	26,100	31,540
	(前年度比)	0	-200	-420	-3,780	2,700	5,440
	平等割 (円)	19,260	18,960	18,960	15,180	16,620	19,760
	(前年度比)	0	-300	0	-3,780	1,440	3,140
	一人当たり調定額 (円)	71,508	69,992	67,849	60,271	65,565	80,140
	(前年度比)	74	-1,516	-2,143	-7,578	5,294	14,575
後期高齢者支援金分	所得割 (%)	2.89	2.82	2.83	3.06	3.13	2.81
	(前年度比)	-0.03	-0.07	0.01	0.23	0.07	-0.32
	均等割 (円)	10,020	9,720	9,840	10,860	11,820	11,540
	(前年度比)	0	-300	120	1,020	960	-280
	平等割 (円)	7,020	6,600	6,600	7,620	7,860	7,300
	(前年度比)	0	-420	0	1,020	240	-560
	一人当たり調定額 (円)	24,003	24,268	25,331	28,809	29,465	27,530
	(前年度比)	-74	265	1,063	3,478	656	-1,935
介護分	所得割 (%)	2.66	2.27	2.66	2.56	2.76	2.76
	(前年度比)	0.04	-0.39	0.39	-0.10	0.20	0.00
	均等割 (円)	11,580	9,240	10,140	9,960	12,660	12,660
	(前年度比)	480	-2,340	900	-180	2,700	0
	平等割 (円)	5,640	4,440	5,160	4,980	6,240	6,240
	(前年度比)	180	-1,200	720	-180	1,260	0
	一人当たり調定額 (円)	28,906	24,125	27,006	27,006	31,376	31,376
	(前年度比)	1,374	-4,781	2,881	0	4,370	0
世帯数 (※)		23,519	23,553	23,349	22,565	22,054	21,329
被保険者数 (※)		34,858	34,793	34,063	32,433	31,251	29,819

※各年度における賦課期日時点のもの

(医療分+後期高齢者支援金分)

R3	R4	R5	R6	R7
10.70	10.66	9.86	9.94	10.65
-0.15	-0.04	-0.80	0.08	0.71
37,320	37,020	34,260	37,920	43,080
-500	-300	-2,760	3,660	5,160
25,560	25,560	22,800	24,480	27,060
-720	0	-2,760	1,680	2,580
94,260	93,180	89,080	95,030	107,670
-1,251	-1,080	-4,100	5,950	12,640

松江市国民健康保険運営協議会事務局

松江市健康福祉部保険年金課